



島根県報

令和元年3月31日(火)

号外第40号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正

(教育庁総務課) 2

教育長の権限を委任する規程の一部改正

(") 6

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第 2 号

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第 2 条中第20号を第21号とし、第 5 号から第19号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 4 号中「島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号。以下「組織規則」という。）」を「組織規則」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 副教育長 島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号。以下「組織規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する副教育長をいう。

第 3 条を次のように改める。

(教育長の決裁事項)

第 3 条 教育長が決裁する事項は、別表第 1 及び別表第 2 の教育長決裁事項の欄に掲げるとおりとする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(副教育長の専決事項)

第 3 条の 2 副教育長が専決することができる事項は、別表第 1 及び別表第 2 の副教育長専決事項の欄に掲げるとおりとする。

第12条の表中

「

教育長	1 教育監 2 教育次長 3 当該事務を掌理する参事 4 当該事務を掌理する課長 5 あらかじめ教育長が指定した課長
-----	--

」

を

「

教育長	1 副教育長 2 教育監 3 教育次長 4 当該事務を掌理する参事 5 当該事務を掌理する課長 6 あらかじめ教育長が指定した課長
副教育長	1 教育次長 2 当該事務を掌理する参事 3 当該事務を掌理する課長 4 あらかじめ副教育長が指定した職員

に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

各課共通の教育長決裁事項・副教育長専決事項

事務の種類	教育長決裁事項	副教育長専決事項
1 教育委員会の議決等を要する事務	1 教育委員会の議決、承認等を要する案件の議案を決定すること。	
2 教育行政の運営等に関する事務	1 県教育行政に関する重要施策及び運営の基本方針に基づき、その実施計画を定めること。 2 特に重要な会議を開催すること。	
3 審査請求及び訴訟に関する事務	1 審査請求に関する答弁書並びに訴訟に関する答弁書及び準備書面を作成し、提出すること。 2 審査請求に関する代理人又は訴訟代理人を選任し、又は解任すること。	
4 附属機関に関する事務	1 附属機関の委員の任免及び委嘱又は解嘱を決定すること。	1 附属機関の委員以外の構成員を任免すること。
5 指導員等の任免に関する事務		1 指導員、調査員及びこれらの者に準ずる者を任免し、及び勤務条件を決定すること。
6 職員の任免に関する事務	1 本庁及び出先機関における職員のうち本庁の課長と同等以上の職員以外の職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）の任免を決定すること。 2 県立学校における職員のうち校長、教頭及び事務長以外の職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）の任免並びに義務教育諸学校における職員のうち校長及び教頭以外の職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）の任免を決定すること。 3 国若しくは他の地方公共団体に対し職員の割愛を依頼し、又は国若しくは他の地方公共団体からの職員の割愛に応ずること。	
7 職員の給与に関する事務		1 勤勉手当の勤務成績率を決定すること。 2 期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めること。 3 一般の退職手当等（職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）第4条の3第2項に規定する一般の退職手当等をいう。以下同じ。）の支給制限の処分をするこ

		と。 4 一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分をすること。 5 一般の退職手当等の額の返納を命ずる処分をすること。 6 一般の退職手当等の額に相当する額の納付を命ずる処分をすること。 7 給料月額の上正を行うこと（人事委員会の承認を求めることを含む。）。
8 職員の服務に関する事務	1 副教育長に旅行を命ずること。 2 副教育長の休暇等を承認すること。 3 副教育長の休日及び時間外の勤務を命ずること。 4 副教育長の職務に専念する義務の免除を承認し、又は営利事業等の従事を許可すること。 5 副教育長の週休日の振替又は勤務時間の割振り変更を行うこと。 6 副教育長の代休日を指定すること。	1 教育監、教育次長、参事及び課長に旅行を命ずること。 2 教育監、教育次長、参事及び課長の休暇等を承認すること。 3 教育監、教育次長、参事及び課長の休日及び時間外の勤務を命ずること。 4 職員が職務上の秘密に属する事項について裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭し、陳述し、又は供述することを許可すること。 5 教育監、教育次長、参事及び課長の職務に専念する義務の免除を承認し、又は営利事業等の従事を許可すること。 6 教育監、教育次長、参事及び課長の週休日の振替又は勤務時間の割振り変更を行うこと。 7 教育監、教育次長、参事及び課長の代休日を指定すること。
9 許可、認可等の行政処分に関する事務	1 重要な許可、認可、承認、取消し等の行政処分を決定すること。	
10 研修に関する事務	1 重要な研修計画を決定すること。 2 職員に重要な研修を命ずること。	
11 職員団体に関する事務	1 職員団体との交渉に関し、必要な事項を決定すること。	1 職員が登録を受けた職員団体の役員としてその業務に専ら従事することを許可し、又はその許可を取り消すこと。
12 工事の執行に関する事務		1 1件200,000,000円以上500,000,000円未満の工事の執行を決定すること。 2 1件50,000,000円以上の増減を伴う工事の執行の変更を決定すること（ただし、変更後の総額が500,000,000円未満の場合に限る。）。 3 工事請負契約の条項に基づき、工事の変更

		及び中止その他の重要事項を処理すること。
13 工事の検査に関する事務		<ol style="list-style-type: none"> 1 検査員を任免すること。 2 1件200,000,000円以上の工事に係る竣工検査その他の検査（部分払検査を除く。）の検査員を指定し、当該検査員の検査報告を受理すること。 3 手直し工事の工法について検査員に指示すること。
14 物品等の取得、処分等に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 1件5,000,000円以上の現金、有価証券及び物件の寄付（負担付のものを除く。）の受納を決定すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1件20,000,000円以上70,000,000円未満の物品の購入を決定すること。 2 1件1,000,000円以上5,000,000円未満の現金、有価証券及び物件の寄付（負担付のものを除く。）の受納を決定すること。 3 1件20,000,000円未満の物件の売買（物品の購入を除く。）をし、又は交換をすることを決定すること。 4 賃貸料の年額又は当該年度における総額が1件1,000,000円以上の物件の貸付けを決定すること。 5 賃借料の年額又は当該年度における総額が1件1,000,000円以上の物件の借入れ（新規のものに限る。）を決定すること。 6 物件の無償貸付け又は借入れで重要又は異例なものを決定すること。 7 教育財産の用途廃止を決定すること（軽易なものを除く。）。 8 教育財産の目的外使用を許可すること。
15 労務の提供の受入れ等に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 1件20,000,000円以上（測量、調査、設計等に係るものにあつては、40,000,000円以上）の増減を伴う労務の提供を受けることの変更を決定すること（変更後の総額が70,000,000円未満の場合に限る。）。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 1件20,000,000円以上70,000,000円未満（測量、調査、設計等に係るものにあつては、40,000,000円以上70,000,000円未満）の労務の提供を受けることを決定すること。 2 1件10,000,000円以上20,000,000円未満（測量、調査、設計等に係るものにあつては、2,000,000円以上40,000,000円未満）の増減を伴う労務の提供を受けることの変更を決定すること。
16 競争入札の参加資格に関する事務		<ol style="list-style-type: none"> 1 一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格をあらかじめ定めること。
17 契約に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格及び最低制限価格を定め、並びに指名競争入札の入札者を指名すること（教育長が決裁する事項に係る契約に限る。）。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格及び最低制限価格を定め、並びに指名競争入札の入札者を指名すること（副教育長が専決する事項に係る契約に限る。）。

	2 入札保証金及び契約保証金を減免し、違約金を徴収し、並びに契約を解除すること（教育長が決裁する事項に係る契約に限る。）。 3 1件50,000,000円以上又は重要な調査等の受託を決定すること。	2 入札保証金及び契約保証金を減免し、違約金を徴収し、並びに契約を解除すること（副教育長が専決する事項に係る契約に限る。）。
18 表彰に関する事務	1 表彰を行うこと。	

別表第2（第3条関係）

各課個別の教育長決裁事項・副教育長専決事項

課	事務の種類	教育長決裁事項	副教育長専決事項
学校企画課	教員等の選考に関する事務	1 公立学校教員採用候補者選考試験の実施計画及び昇任候補者を決定すること。 2 義務教育諸学校の校長及び教頭昇任候補者選考試験の実施計画及び昇任候補者を決定すること。	
教育指導課	高等学校入学選抜学力検査に関する事務	1 高等学校入学選抜学力検査の基本方針を決定すること。	
福利課	職員の福利厚生に関する事務		1 職員の福利厚生事業の実施計画を決定すること。

別表第5第3号中「4時間の」を削り、同表中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

- (15) 所属の会計年度任用職員の任用及び報酬の支給に関すること（非常勤職員システムにより行うものを除く。）。
(16) 所属の特別職職員の任用及び報酬の支給に関すること（非常勤職員システムにより行うものを除く。）。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

島根県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁
出先機関
県立学校

教育長の権限を委任する規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第2条第1号を削り、同条第2号中「組織規則第10条」を「島根県教育庁組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号。以下この号において「組織規則」という。）第10条」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とする。

別表非常勤職員であって日々雇用される者を任免すること。の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。